

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成29年3月28日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス宮古千徳店 宮古市板屋二丁目1番地2ほか
- (3) 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成29年3月17日
- (5) 変更の理由 物流の見直しに伴い、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更するため

2 届出年月日 平成29年3月13日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所